

## 半年複利型定期預金規定

### 1. (預入対象者等)

半年複利型定期預金（以下「この預金」という。）の預入対象者は個人のみとします。また、この預金は通帳式のみとし、預け入れのときは、必ず通帳を持参してください。

### 2. (預入金額)

預入金額は、一口あたり1円以上1,000万円未満とし、1円単位とします。

### 3. (証券類の受入れ)

- (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、通帳の当該受入れの記載を取消したうえ本店で返却します。

### 4. (最長預入期限等)

最長預入期限（継続したときは、継続後の最長預入期限。以下同様とする。）は、預入日（継続したときは継続日。以下同様とする。）から5年とします。ただし、預入日から6か月後の応当日（応当日がない場合は、応当月の末日とする。）の前日までは、原則として解約できません。

### 5. (自動継続等)

- (1) 最長預入期限到来時の取扱いについては、預入時に、「自動継続（利払式）」、「自動継続（元加式）」、「自動継続外（自動解約入金方式）」（以下「自動解約入金方式」という。）のいずれかを選択してください。なお、預入後は、自動継続と自動解約入金方式との相互間の変更はできません。
- (2) 自動継続の取扱いを選択した場合には、最長預入期限に半年複利型定期預金として自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。ただし、継続した場合に預金元金額が1,000万円以上となる場合は、継続できません。
- (3) 継続後の利率は、継続日における当行所定の利率とします。
- (4) 自動継続を停止するときは、最長預入期限までに、預入店（以下「当店」という。）にその旨を申出てください。
- (5) 自動解約入金方式を選択した場合には、最長預入期限に自動的に解約し、元利金をあらかじめ指定された預金口座に入金します。なお、自動解約入金方式を停止するときは、最長預入期限までに、その旨を当店に申出てください。

### 6. (預金の支払時期等)

- (1) この預金は、預金の全部または一部について、預入日から6か月後の応当日以降最長預入期限までの間の任意の日（ただし、銀行営業日に限る。）に、支払います。
- (2) 預金の一部支払いは、1万円以上1万円単位の金額で請求してください。また、一部支払後の残高は、100円以上とさせていただきます。一部支払いを行った場合には、通帳の所定欄に支払金額等の明細を記載します。一部支払い後の預金の一部支払いについても同様とします。なお、預入時に自動継続の取扱いを選択した場合に限り、一部支払い後の預金についても引き続き自動継続の取扱いをします。

### 7. (利息)

- (1) この預金の利息は、解約時、継続時または一部支払い時に支払います。
- (2) この預金の利息は、解約時に、預入日から解約日の前日までの期間について『下表の金額階層（以下「金額階層」という。）と預入期間に応じた』利率によって、6か月ごとに複利計算の方法で計算し、元金とともに支払います。この場合の「6か月ごと」とは、預入日から解約日までの間で、6か月ごとの応当日（応当日がない場合は、応当月の末日とする。）までの期間とし、各期間の日数は、預入日または応当日から次の応当日の前日までの実日数とします。また、この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。以下同様とします。

ただし、解約時の預金額が、一部支払いにより、預入時の金額階層を下回っている場合（以下、預入時の金額階層を下回る日となった日を「分かれ計算日」といい、また、当該一部支払い後の金額階層を「変更後の金額階層」という。）の利息は、解約金額について、「預入日から分かれ計算日の前日までの利息」および「分かれ計算日から解約日の前日までの利息」をそれぞれ次のとおり計算し、その合計額を元金とともに支払います。

①預入日から分かれ計算日の前日までの利息

預入日から分ち計算日の前日までの日数について、「預入時の金額階層と預入時から解約日の前日までの預入期間に応じた」預入時の利率によって計算します。

②分ち計算日から解約日の前日までの利息

分ち計算日から解約日の前日までの日数について、「変更後の金額階層と預入時から解約日の前日までの預入期間に応じた」預入時の利率によって計算します。

預入金額が1口あたり300万円未満の金額階層の利率
預入期間が6か月以上1年未満の利率
預入期間が1年以上2年未満の利率
預入期間が2年以上3年未満の利率
預入期間が3年以上4年未満の利率
預入期間が4年以上5年未満の利率
預入期間が5年の利率

預入金額が1口あたり300万円以上の金額階層の利率
預入期間が6か月以上1年未満の利率
預入期間が1年以上2年未満の利率
預入期間が2年以上3年未満の利率
預入期間が3年以上4年未満の利率
預入期間が4年以上5年未満の利率
預入期間が5年の利率

(3) 自動継続を行う場合の利息は、継続時に、預入日から最長預入期限の前日までの日数について、前項と同様の方法で計算し、あらかじめ指定された預金口座への入金または元金への組入れのいずれかの方法により支払います。

(4) 一部支払い時の利息は、一部支払いをする金額部分について、「一部支払い前の預金額の金額階層と預入日から一部支払い日の前日までの預入期間に応じた」預入時の利率によって計算し、一部支払いをする元金とともに支払います。以後、一部支払いをするときも同様とします。ただし、一部支払い前の預金額が、預入時の金額階層を下回っている場合の利息は、一部支払いをする金額について、「預入日から分ち計算日の前日までの利息」および「分ち計算日から一部支払い日の前日までの利息」をそれぞれ次のとおり計算し、その合計額を元金とともに支払います。

①預入日から分ち計算日の前日までの利息

預入日から分ち計算日の前日までの日数について、「預入時の金額階層と預入時から一部支払い日の前日までの預入期間に応じた」預入時の利率によって計算します。

②分ち計算日から一部支払い日の前日までの利息

分ち計算日から一部支払い日の前日までの日数について、「変更後の金額階層と預入時から一部支払い日の前日までの預入期間に応じた」預入時の利率によって計算します。

(5) 自動継続の取扱いを停止した場合、自動継続がされなかった場合および自動解約入金方式を停止した場合の預金の利息は、最長預入期限以後、解約日または書替継続日に「預入日から最長預入期限の前日までの利息」および「最長預入期限から解約日または書替継続日の前日までの利息」をそれぞれ次のとおり計算し、その合計額を元金とともに支払います。

①預入日から最長預入期限の前日までの利息

解約時に預入日から最長預入期限の前日までの日数について、前第2項に準じて、計算します。

②最長預入期限から解約日または書替継続日の前日までの利息

最長預入期限から解約日または書替継続日の前日までの日数について、解約日または書替継続日における普通預金利率によって計算します。この場合、最長預入期限から解約日または書替継続日の前日までの期間にかかわらず複利計算はしません。

(6) 前各項以外の場合で、この預金の利息を最長預入期限以後に支払う場合には、前項に準じて支払います。

(7) 当行がやむをえないものと認めて、預入日から6か月後の応当日の前日までに解約する場合の利息は、預入日から解約日の前日までの日数について、解約日における普通預金利率によって計算し、元金とともに支払います。

## 8. (取引の制限等)

- (1) 当行は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、期限を指定して各種確認や資料の提出等を求めることがあります。預金者が正当な理由なく指定した期限までに当行の求めに応じない場合には、預入、解約等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限する場合があります。
- (2) 前項の各種確認や資料の提出等の求めに対する預金者の対応、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、この預金が法令や公序良俗に反する取引やマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると当行が認めた場合には、預入、解約等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限する場合があります。
- (3) 日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、在留資格および在留期間その他の当行が指定する事項を当行の指定する方法によって届出のものとします。当該預金者が当行に届出た在留期間が経過した場合、当行は、預入、解約等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限する場合があります。
- (4) 前3項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、法令や公序良俗に反する取引やマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれが解消されたと当行が認めた場合、当行は当該取引の制限を解除します。

## 9. (反社会的勢力との取引拒絶)

この預金は、第10条第3項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第10条第3項各号の一にでも該当する場合には、当行はこの預金の預け入れをお断りするものとします。

## 10. (預金の解約、書替継続)

- (1) この預金を自動解約入金方式以外の方法で解約、一部支払い、または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに当店に提出してください。
- (2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
  - ①この預金の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金の名義人の意思によらず開設されたことが明らかになった場合
  - ②この預金の預金者が第15条に違反した場合
  - ③法令で定める本人確認等における確認事項、第8条第1項で定める当行からの求めによる預金者への各種確認の内容や預金者から提出された資料または第8条第3項で定める預金者からの届出が偽りである場合
  - ④預金者による当行との取引が、法令や公序良俗に反する取引やマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またそのおそれがあると当行が認めた場合
  - ⑤前各号の疑いがあるにも関わらず、正当な理由なく当行からの確認に応じない場合
- (3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金を解約することができるものとします。
  - ①預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
  - ②預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次の各号のいずれかに該当することが判明した場合
    - A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
    - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
    - C. 預金者もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
    - D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
    - E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
  - ③預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合

- A. 暴力的な要求行為
- B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
- E. その他前各号に準ずる行為

(4) 第2項、第3項または第8条第1項乃至第3項の規定の適用により、預金者に損害が生じた場合にも、当行は責任を負いません。また、当行に損害が生じたときは、預金者がその責任を負うものとします。

(5) 第2項、第3項および前項により、この預金が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳および届出の印章を持参のうえ、当行に申出てください。この場合当行は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

#### 11. (届出事項の変更、通帳の再発行等)

(1) 通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所、電話番号その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当行所定の方法によって当行に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

(2) 通帳または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは通帳の再発行は、当行所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

#### 12. (印鑑照合等)

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

#### 13. (成年後見人等の届け出)

(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要事項を書面により届け出てください。

(2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要事項を書面により届け出てください。

(3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも前2項と同様にお届けください。

(4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様にお届けください。

(5) 前4項の届け出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

#### 14. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

(1) この預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものととして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

(2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。

① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。

② 前号の充當の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充當いたします。

③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

(3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。

① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。

② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率(料率)は当行の定めによるものとします。また、借入金

等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当行の定めによるものとします。

(4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。

(5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

15. (譲渡、質入れの禁止)

(1) この預金および通帳は、譲渡または質入れすることはできません。

(2) 当行がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

16. (通知等)

届出のあった氏名、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着または到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

17. (規定の変更等)

この規定の各条項は、法令の変更その他相当の事由があると認められる場合には、預金者に通知することなく、変更できるものとします。この場合、店頭への表示その他相当の方法で公表することとし、変更日以降は、変更後の条項が適用されるものとします。

以 上

※ 最新の規定は、当行ホームページまたは店頭でご確認ください。